

回 覧

3

昭和35年2月11日

役

員

総 務 部 長

伊勢湾台風災害に関し本行本支店でとつた措置等を下記のと
おり供覧いたします。

記

1. 名古屋支店分 (別紙1)
2. その他の各支店分および本店分 (別紙2)

なお、今後の災害対策に関する各支店からの要望(災害関係
規程の整備等)、提案等につきましては、関係部局において検
討の上その結論を相添え別途供覧いたします。

以 上

伊勢湾台風関係災害非常措置等について

名古屋支店

1. 前書き	1	頁
2. 内部関係措置			
(1) 職員の救援関係	4	
(2) 店内の応急体制	7	
(3) 本店、隣接店等との連絡、打合せ	11	
(4) その他の諸措置	12	
3. 業務関係措置			
(1) 金融機関の指導	18	
(2) 本行の措置と実施状況			
イ、貸出および資金繰りに関するもの	22	
ロ、付替、為替決済、他所払手形に関するもの	24	
ハ、代理店に関するもの	27	
ニ、損傷券に関するもの	31	
ホ、寄託券に関するもの	38	
ヘ、その他事務取扱上の臨機措置	42	
ト、財務局等との連絡に関するもの	43	
4. 今後本行として考究しておくべき災害対策			
(1) 店内関係	44	
(2) 対本店関係	47	
(3) 対近接店関係	54	
(4) その他	54	

(参考) 通信、交通施設の停滞状況

1. 前書き

今次災害は、総体としては管下3県下の損害額約4800億円、死者約4500名に上るといふ大規模なもので、しかも相当長期かつ広範囲に亘る水没地帯を生ずるなど従来の常識を遙かに超えたものであつたが、反面当店の対策処置実施面から見た場合、次の如く恵まれていた諸点があつたことも看過できないところである。

- (1) 営業所の損害が比較的軽微であつた上、職員が全員無事、かつ罹災者の絶対数が少なく翌営業日からの業務開始に支障がなかつたこと。
- (2) 台風の襲来が土曜日の夕刻以降であつたため、翌日曜日中にある程度の措置ないし対策の樹立が可能であつたこと。
- (3) 本店との間の電話、テレファックスが奇蹟的にも平常通り利用できたほか、各支店との間の電話も平常通りに近く、また近鉄、名鉄等の一部を除き主要交通路線、特に東海道線がいち早く回復し郵便物等の遅延にもさしたることがなかつたこと。
- (4) 被災地域が概ね当店管内に集中し統一的な処置判断が可能であつたこと。
- (5) 重点方面への送電が翌日曜日中に可能となり、自家発電装置のない不利を回避できたこと。
- (6) 当店の規模が大きく職員数、構成面において恵まれていたこと。

この結果、電報の極端な遅延等一部の影響を除き、通常業務は概ね平常通り遂行することができ、またこれを基盤として罹災者の救援、損傷券の引換等災害対策に重点を指向することが可能となつたとも云い得るのであつて、仮に営業所の直接被災、本店との通信連絡の杜絶等のことがあつたとすれば通常業務の遂行自体に相当の支障を生じ、ひいてはそれが市中銀行等へ波及する等、成行きは相当変つたものとなつたと推察される。

当店としては、今次災害によつて既往の「非常対策応急措置要領」では予想し得なかつた数々の経験を積んだが、以上の諸状況から判断して、今後の災害対策としては今次の場合さほど表面化しなかつた面に対しても充分検討を加え、特に独自の通信施設、ヘリコプター等機動性ある設備保有の緊要性が痛感される。これらの設備については当然予算面等からの制約が予想されるが、極力具体化に努力されるよう希望する。

なお、今回の経験に鑑みるに、かかる大規模な災害の善後措置に當つて最も重要なことは平素に於ける店内の雰囲気がよく、殊に幹部職員が健康且つ有能であつて臨機専決の任に耐え、而も相互に協調円満の体制にあることである。この点において困難な状況下次長をはじめ課長、調査役、係長以下よくその職責を尽し、繁忙の間健康上も全員大過なきを得たことは洵に幸いであつた。又今次台風に當り当地主要各社をはじめとし、従業員及びその家

族の救援等に真剣かつ最大の努力を尽した結果、爾後その事業の立直りに当り労資の間の顕著な融和がみられ円滑なる復興の重要な要因となつたことが大きい注意をひいている。

2. 内部関係措置

(1) 職員の救援関係

イ、消息確認の措置

当時の状況上、一部電報照会または本人からの連絡（電報、或いは友人等に連絡方を依頼）によつたほかは専ら保有車を活用して各戸を巡回、水没地帯へは後記の如く救援隊を派遣しこれによつて確認した。全員の無事を確認したのは罹災当日より4日目。

なお桑名地区居住の1行員は、自己の消息とともに周辺地帯の被災状況、特に附近居住の同僚の消息、交通の状況等を詳細記入したメモを作成、途中遭遇した救援隊員に寄託して来たが、現地状況把握、消息確認に難渋していた行柄極めて有効な処置であつた。

ロ、救援措置

(1) 救援隊の派遣

トラック、ライトバン等にボート、リヤカー、救援物資を積み、市内南部地区、彌富町、長島町、桑名市、四日市市等水没地帯の行員宅に対し前後8回に亘り救援隊を派遣、救助に当つた。

(2) 彌富地区居住者等6世帯の収容

彌富町旧行舎居住の5世帯は水没のため、また四日市地

区ノ世帯（借家）は家屋倒壊のため居住不能となり一応附近に避難中であつたが、家財への執着等から、当初は現地を離れる意図はなかつた。しかし当店としては遠距離かつ水没地帯でもあり、将来の救助措置実施上の利便を説き強く引揚を勧奨、これらをとりあえず家族等に分散収容した。

(イ) 救援物資、各種見舞金の支給、救恤金品の配布

罹災者に対し救援物資（家族分を含む、明細別紙ノ通り）、本行所定の各種見舞金を支給した。また重役をはじめ広く本支店の役職員、旧友、その他関係先等外部から見舞の金品が多数寄せられたので、これらを被害の程度等を勘案の上罹災職員に配分した。

ハ、救援関係の人的、物的緊急手配の措置

(1) 救援隊の編成

救援隊は2～7名で編成、リーダーには代理級の人物を配したほか、物資運搬、水中徒歩を考慮の上水泳の心得あり身体強健の若手職員を選定した。

(2) ボート、和船の借用

ボートは市内ボート店から借用持参し、救援に大きな効果を発揮したが必要に応じ現地において適宜和船を借用利用した。

(3) 救援物資の調達

救援物資としては別紙ノ記載の食糧品、衣料品、医薬品、衛生材料等を購入または店内から調達した。

- (イ) 救援出動者に対しては保有の作業衣、地下足袋、帽子、ゲートルを貸与、また救援物資の運搬には非常持出袋（火災等に備え店内に常備のもの）を利用した。
- (ロ) 救援出動者等への応急たき出し（にぎり飯）には常備米を使用した。なお被災者にはパン、乾麺を配布。
- (ハ) 救援に赴いた者、および被救出者に対しては、出入口に消毒用マットを置くほか、その都度の入浴、消毒等の措置に留意した。また収容被災者に対しては連日防疫のため保健婦を派遣し健康管理に当つた。
- (ニ) 一部断水舎宅に対しては夏期冷茶用大型容器（店内で職員等に供給のため常備）を利用給水した。

ニ、その他の参考事項

- ボートの調達ができたことはその後の行動上非常に有利であり、また救援物資の調達が市内において比較的容易であつたのも幸いであつた。（なお若松寮に設備のボートは交通杜絶のため利用できず。）
- 水中突破のためには腰の高いトラック、ジープが最も有利であるがジープ備付がなかつたことは不便であつた。
- 救援物資として歓迎されたものは飲料水、にぎり飯、地

下足袋、衣料品、脱脂綿、甘味品等であるが、救援に際し飲料水を持参することがいかに高く評価されたかは注目に値し、またトマトジュース罐など栄養もあり、かつ飲料水代りにもなるものはかかる場合好適品と考えられる。

- 家族寮に偶然に若干の裕りがあり（転任者待ち状態）罹災者を緊急収容できたことは極めて好都合であつた。
- 自動車の不足

近接店から援助申出があつたが、土地不案内等による事故を顧慮し辞退した。しかし事実問題としては自動車の需要は著しく増大したため調査活動等一部方面への配車繰り困難となり事務活動が制約される等のこともあつた（保有車、乗用車4、トラックノライトバン型1、運転可能者6名）。

なお市中からの雇自動車の調達には極力努力し自動車不足の緩和を図つたが、被災直後は諸般の状況（稼働数の減少、長期借上げ約定済等）から充分とは云えず、平時から優先配車が受けられるよう手配しておくことの必要性が痛感された。

(2) 店内の応急体制

1、幹部の任務分担

店内の体制としては原則として平常通りの組織を活用する

方針で臨んだが、災害対策の機動的な実施等の見地から一部の如き方法を採用した。

(イ) 小役より次長に対し災害対策に関する一切の権限を移譲し、個々の事案につきその都度伺い出ることなく臨機に処置させた。

(ロ) 各課の通常業務については課長限り専行させ、事後実施事項をメモで報告させ調整に努めた。

(ハ) 当分の間、毎日、時間後小役主宰の下に課長会議を開催、当日中の実施事項を報告させると共に、災害対策の打合せ、連絡等を行つた。

(ニ) 对本店との窓口を統一するため、小役より緊急に重役に連絡するを適当とする総括的事項は当初数日間は何れも秘書宛に毎日電話連絡し、関係部局長等への連絡方を依頼し、状況の落ち着後は主要部局長に連絡した。また各課の主管事務の連絡は各課が主管部局に対して、また一般的なことは営業課が纏めて総務部に行うこととした。

以上の如く、本店としては対策本部の如き特殊な機構は設けなかつたが、課長会議が事実上その機能を果し得たと考えられ、また对本店との窓口の統一についても、本店側としては概ね成功したと考えられる。

なお被災地店における対策本部の設置は状況によつては考

慮する必要が生ずることが予想され、ケース、バイ、ケースで判断すべき問題と考えられる。また災害時の店内体制上留意すべき点としては、命令系統を一元化して無用の混乱を生ぜしめないこと、臨機の措置を火急にとりうる権限関係とすること、難かしい問題ではあるが災害対策に関する諸状況を極力末端まで徹底させるよう努力することが挙げられよう。

ロ、職員の非常配置

(イ) 役宅その他電話の不通

支店の電話は当日から通じたが、役宅、次長及び課長宅を始め職員宅の電話が凡て長期に亘り不通であつたこと、当初数日間停電もあつたため夜間の連絡等に多大の不便が生じたが、幸い、運転手に欠勤その他の故障がなかつた関係上自動車その他を動員、これに対処しえた。(運転手または運転可能者の出勤の能否は重要な問題である。)

(ロ) 宿直員の増員

市内電話不通下でもあり万一に備え9月28日、臨時に宿直員4名(事務職員)を増員した。

(ハ) 発券課の人員転用

損傷券引換事務の増加に対処するため後記の如く鑑査係から若干名を一時、出納係に配属替させたほか、損傷券処理の便宜を考慮し一部執務場所の配置換をも実施した。

(二) 救援隊の編成

救援隊員は全店ベースで各課から事務に支障のない範囲で選定した。なお編成上の基準については前記の通り。

(イ) なお直後数日間の休暇、欠勤者（長欠を除き、出勤扱を含む）は災害による通勤不能者が主でありその数は次の通りであつたが、概ね各係に分散していたので通常業務の遂行には支障がなく、この面からの配置替は必要がなかつた。

	事務	労務	計
9月28日	37	11	48
29日	28	12	40
30日	20	9	29

ハ、その他参考事項

(イ) 台風の襲来がほぼ確実となつた26日は、行員に対し早く帰宅するよう指示するとともに、宿直員に対し情報のキャッチ、営業所の警戒に万善を期するよう注意、併せて飲料水の確保、懐中電燈、ローソク等の用意、窓の閉鎖の確認、営業所内の巡回回数増加、万一の場合の養生等の非常呼集等の措置を指示した。

(ロ) 宿直員については、当店は平素から人数が多い（事務職員2、労務職員5、計7名）関係もあつて、当日は増員措置を行なわなかつたがこの点は格別支障はなかつた。また

寮生等の非常呼集については電話が不通となつた上、生命の危険があり台風進行下の駆けつけは事実上不可能であつたと想定される。

(イ) なお文書課長が偶々公務のため駅へ出迎えの必要があり、営業所の様子を見る目的をも兼ねて台風下の強行突破を試みたが危険のため出迎えの目的は果さず、そのまま営業所に臨時宿泊することを余儀なくされたが、このことは宿直員の指揮等の上で好都合であつた。

(3) 本店、隣接店等との連絡、打合せ

イ、对各店との電話がほぼ平常通り（京阪神地区のみ少々不円滑）であつたので（ただし市内で電話が通じたのは支店所在の中区近傍のみであつた）、本店ならびに近接店との間の連絡は円滑にとれ、各項に別記の如く情報の連絡交換のほか各店から好意的な各種援助の申出を受け、特に本店各局との間では臨時的な取扱についての協議、打合せ等を臨機に行うことができ、また他店への連絡を引受けて貰うなど絶大な協力を受けた。

ロ、また総裁の代理として人事部次長が見舞のため派遣され、続いて管理部技師外ノ（店舗等被害状況調査）、管理部長外ノ（復旧措置等の打合せ）、総務部長外ノ（水害地経済状況視察）等が相次いで来店、それぞれ所要の打合せを行なつた

が、種々の見地から極めて効果的であつた。なお近接松本、京都、甲府の各店からも連絡かたがた見舞のため職員の派遣があつた。

尙災害直後秘書役を通じて直ちに救援の趣旨を以て本店幹部の見舞並に用件出張に付て小役に申出があり、衷心感謝したところであるが、当初数日は職員の生否不明確期でありこれが発見救出は勿論非常措置に全店忙殺されていた関係上、本店よりの出張に暫くの猶予を願い出で、全員の生命無事を確認した上で更めて小役より秘書役に本店幹部の出張を依頼したが、上記の通り適切なる幹部の来名を得て善後措置並に志気昂揚上多大の効果を収め得たものと思う。

ハ、当店ならびに管内の被災状況等については、翌日(日)とりあえず電話で宿直あて連絡、関係方面へ伝達方依頼したほか、逐次特別報告(オノ報よりオロ報まで)により総務部長あて報告(写各店)した。

(4) その他の諸措置

イ、勤務に関する特別措置

(1) 被災翌日は日曜日であつたが、次長、各課長ほか41名が登行、店内外の清掃整備を行い翌営業日の業務に支障のないよう体制を整えたほか、主要取引先への見舞、情報の蒐集、各種対策の協議、本店への連絡等の処置を採つたので、この

勤務措置を日曜出勤、時間外勤務扱とした。

(四) 被災者に対する特別休暇

就業規則才28条(1)により人事部長に協議の上被害の程度に応じ特別休暇を認めた(31名延日数114日)。なお同規則適用上の災害期間を支店長認定により特に2週間に延長、特休日数の最高は10日間であつた。

(五) 出勤扱

交通の杜絶その他已むを得ない事情で出勤できなかつたものに対し次の如く出勤扱(後者については人事部長に協議の上)の措置を採つた。

○ 交通機関杜絶によるもの 13名 延59日

(就業規則才36条(2)ハ)

○ その他のもの 1名 15日

(同 才36条(6))

(六) なお桑名、四日市方面の居住者で交通杜絶のため長期間自宅からの通勤が困難となつたものは独身寮に仮泊(5名、合部屋で入寮割当とせず)、または市内知人宅に寄寓(4名)の方法を採つた。また被災直後当分の間、出行したものの当日中には自宅へ帰れない等已むを得ない事情のものに対し営業所内における仮泊を認めた場合があつた。

ロ、営業所、行舎の復旧措置

被災後直ちに営業所及び全行舎の被害状況を調査の上対策を検討した結果、復旧については応急工事と本格的工事に分け着手することとした。なお被害状況調査のため管理部より技師及び係員が派遣されたが復旧計画立案等について頗る有効であつた。

(1) 営業所関係

(応急工事)

当店職員及び雇入れ人夫により下記の通り実施した。

- 屋根瓦の破損、雨漏りに対する措置、
- 樹木起し及びその他の整理、

瓦の手配等で2日間にて完了。

(本格的復旧工事)

屋根の葺替を主に窓硝子、壁その他雑修理を実施、約20日間にて一応完了。

(2) 行舎関係

(応急工事)

応急復旧班を3班編成し(各班の人員は大工、人夫10名内外にて当店係員1名を配置)

下記により実施大体5日間で完了。

- 犯罪誘発、盗難防止のための戸締り等の処置
- 隣家等に迷惑を掛け、または外部に危害を及ぼす様

な樹木その他倒壊物の処分。

○ 倒壊、雨漏りの防止等建物等の管理上必要とする処置。

○ 復旧に必要な瓦、木材等の手配。

(本格的復旧工事)

○ 全行舎を地域、戸数等を考慮して12ブロックに区分し、当店出入業者4社に特命し緊急の度合、各社の能力等を勘案の上、各ブロック別に請負わせ2か月の予定にて復旧工事に着工。

○ 火災予防のため行舎全般に亘り電気配線関係の検査及び絶縁抵抗測定を実施。

ハ、罹災職員家族に対する特別措置

(イ) 住居が水没した職員家族6世帯(彌富地区5世帯、四日市地区1世帯)を家族寮、舎宅に一時分散收容、その間寝具等を貸与。

(ロ) 上記職員用として応急仮設住宅3棟6戸(1戸当り7.5坪)を市内幸楽町の本行買入予定地(東海銀行所有)に建築、10月29日入居。

(ハ) その他前記の如き各種救援物資等を支給。

ニ、非常用物資入手等の応急措置

(1) 非常用物資の入手

- 救援物資については前記の如く食糧、衣料、医薬品、衛生材料等の緊急調達を行つたが、食糧、衣料は主として購入の方法により、医薬品関係については一応店内から調達、後日これを補充することとした。
- 直ちに復旧工事用資材（瓦、木材等）の入手に努力したが、情勢上これには相当の苦心を要した。

(ロ) その他の応急措置

- 自動車用ガソリンの確保

当店は平素から業者預けとなつてゐるが、一時的に入手困難となることが予想されたので、必要量の入手につき再確認した。

- 食堂用主食確保のため業者から業務用米の納入につき確約を得た。

(注) 災害直後主食及びガソリンの不足が喧伝されたが、主食の場合は停電による精白不能と輸送困難、ガソリンの場合はその補給源タンクが災害激甚の名古屋港沖埋立地にあり輸送が杜絶したためである。（当地に対する東西からの救援隊のうちには主食及びガソリンを携行したものが尠くなかつた。）

ホ、その他

- (イ) 金庫の開扉点検

被災翌日の27日(日)金庫室外部からの所見では上部壁面に雨水の浸みが見られ、そので一応全金庫を開扉、内部の異状の有無を点検、異常なきことを確認した。(過去の台風等の場合幾度か雨漏れがあつたが、今回は風向等の関係で反つて異常がなかつた。)

(四) 旧友への見舞

当地在住の旧友(42名)に対し、電話の通ずる先へは電話で桑名地区等電話不通の先へは救援隊に依頼、それぞれ見舞かたがた消息確認の措置を採つた。なお特に被害甚大であつたもの(桑名地区1名、軒まで浸水)に対し見舞金5,000円を贈つた。

(五) 主取引先への見舞

被災翌日(日曜日)、主要取引先に見舞員を派遣、併せて状況の聴取を行つたが、各行とも宿直員程度しかおらず状況聴取面では些して効果はなかつた。

3. 業務関係措置

(1) 金融機関の指導

イ、預金払戻、手形交換に関する金融措置

- (イ) 名古屋銀行協会の緊急理事会を開催せしめ（台風後の最初の営業日9月28日）罹災者に対する預金等払戻の便宜措置および罹災関係手形等の臨時措置（別紙2）の実施を決定、この旨を主要新聞に掲載周知方を図らせるとともに、三県下の各銀行協会に本措置に同調方を要請、また全銀協に対しても協力方要請させた。
- (ロ) 東海財務局長と小役連名で3県下の銀行協会、相互、信金、信組、漁信連、県信連あて（相互、信金、信組は各団体あて）に上記措置に同調方を要請した。
- (ハ) (イ)の措置については被災状況の詳細判明に伴い数次にわたり期間の延長を行つたが、各金融機関の協調体制は順調で所期の効果を充分収め得たと認められる。
- (ニ) なお、罹災関係手形等の臨時措置のうち不渡処分猶予措置については、一部には「不渡処分の免除」（はなはだしきは「支払猶予」）と誤解した向もあつたので、その後名古屋銀行協会では「不渡処分猶予措置は支払猶予ではもちろんなく、不渡処分に関する一時的のもので、臨時措置満了期限までに撤回手続を採らないものは所定の処分を受け

る」旨加盟銀行の注意を喚起、取引先指導等不渡手形の解決促進を図つた。

(付) また不渡処分猶予措置の運用に関する指導上の問題として次のことが挙げられる。

- 猶予期間は具体的な不渡発生状況を睨みながら機動的に区切りをつけることが必要であり、またその場合の判断要因としては災害の程度のほか資金の流れ、たとえば金融のつき具合を充分考慮に入れる必要がある。
- 便乗的な不渡は今回の場合余り見受けられなかつたが、将来の問題としては相当警戒を要する事項である。

ロ、現金手当に関する措置

(イ) 台風襲来による交通杜絶に備え現金手当を厚目にするよう各行を指導、この一環として十六銀行に対し時間外の直取(9月26日午後1時30分)を認めた。

(ロ) 9月28日、東海銀行がジープによる四日市支店への現送を計画した際、同地所在の他行の需要をも考慮し同行の所要額以上の現送を行うよう勧奨した。このため同行は2億円(内同行分1.2億円)の現送を計画したが、浸水による道路不通のため目的を果さなかつた。

(ハ) (ロ)の結果、東海銀行は同行大阪支店から近鉄を利用、四日市に現送することとなつたが、名古屋・大阪間の電話不

如意のため時間外でも同行の直取に応じて貰えるよう営業局を通じ大阪支店に依頼した（本件は結局3時ギリギリで間に合った模様）。

(三) 9月29日、東海銀行の現金手当の必要午前8時の直取（資金手当は据置担保貸出）を認めた。

ハ、災害関係融資に関する措置

(イ) 地元銀行は災害復興資金を積極的に融資する態度を示した。本店としてはこの態度はとりあえず容認、また個々の災害関係融資については各行の自主的判断にゆだね、更に一般融資の便乗については一応平素の仕振りを信頼することとしたが、後日に発言権を留保する旨を言明、この面から各行の慎重な態度を期待した。

(ロ) 東海ほか地元各行に対し、災害関係融資に関する取引先との交渉に当つては、資金の性質上極力政府機関ないしは信用保証協会の利用、他行との協調を考慮するよう指導、また融資の実情を可及的に報告（東海については5日目ごと等）させることとした。

(ハ) 東海の10/1月の貸出査定に当つては慎重な融資態度を採るよう指導するに止め災害関係融資の査定は行なわないこととした。

(ニ) 長期金融機関3行（開、興、長）中小金融機関5行（中

小、住宅、国民各公庫、商中、不動産)の代表者との連絡会を、当分の間それぞれ定期的に当店で開催、災害融資に関する意見聴取、情報の交換、一般市中銀行等との間の融資調整を図ることとした。

(外) 復興資金需要は巨額に上ることが予想されたので、これが供給の円滑化を図るべく、当分の間当店内に営業課長を長とする復興~~融資~~^{資金}班(班員は調査役1名、営業課総務係長、調査係長外両係員若干名)を設置、資金需要の実情調査、各金融機関との情報交換、協調融資の仲介、災害融資に関する特殊問題の相談に当ることとした。

(内) なお災害復旧資金および応急資金の融資については9月30日付蔵銀オ/4/3号により優先順位表上丙に属するものを乙に準じて取り扱うこととなつた。

二、非取引先について特に問題となる点

(イ) 非取引先相互銀行について

被災直後管下5相銀(中央、名古屋、才三、岐阜、太道)の代表より、災害融資実行に伴う資金不足に対し本行の援助方要請があつた。本店としては当面の不足資金は極力自力調達(市場、相銀相互、ないしは取引先市中銀行)するよう勧奨、必要あれば地元銀行からの援資につき斡旋を行う旨を回答した。またその後間もなく決定を見た全相銀協

の相互保障協定発動措置についても、同措置により資金繰り上の不安感が解消される点を第一義とすべきで、その実施方法等については具体的な事態に則して検討するのが適当であり、安易にこれに依存する結果融資態度が寛に流れることのないよう要望した。なお、上記5行中非取引先2行（岐阜、太道）については相手方の不慣れのためこれらの指導ないしその後の当店との情報連絡面において若干の不便を免れなかつた。

(四) 信用組合の指導について

信用組合は県の監督下にあつて財務局、本行ともに直接の関係がなく県は人命救助等に~~相殺~~^忙されており、また組合間の横の連絡が必ずしも密接でないため情報の蒐集はもとより指導、連絡面で直接手の打ちようがなく事実上放任せざるを得なかつた。

(イ) なお信用金庫関係については全信連支所長が屢々来訪し、被害状況はもとより復興融資等に関する全信連または各信金の対策、動向につき詳細報告があり、当店としては何等不安を抱くことがなかつたのは幸いであつた。

(2) 本行の措置と実施状況

イ、貸出および資金繰りに関するもの

(1) 前記のごとく各行とも災害融資については積極的態度を

示し、かつこれら資金については本行からの別枠融資を期待する傾向が強かつたが、当店としては当然のことながらかかる態度は容認せず、各行不足資金の本行貸出については各行の自主的努力を勘案の上ケース・バイ・ケースで処置することとした。

- (ロ) なお東海銀行については災害後の貸出増加に伴い11月分の最低歩合適用限度額算定上の適用乗率が12%に低下したので、高率適用手続7により10月分限度額(乗率18%)相当額まで増額の措置を講じた。また同じく12月分については14%となるべきところを20%相当額まで増額の措置を採つた。

なお、かかる特例措置は同行の実情に鑑み今後とも当分の間継続考慮の要ある見込。

(注) 10月26日付総才83号および11月26日付
総才91号参照

(ハ) 手形審査に関する措置

割引または担保として徴求中の手形、ないしは審査済で未持込の手形等のうち災害により事情変化を生じたものの処置につき総務部に連絡、ジエーン台風時とほぼ同様の取扱を要望したが、その結果「伊勢湾台風に伴う罹災関係輸出前貸手形等の取扱に関する件」(昭和34.10.5総才78

号)通牒が出され、これにより取扱うこととなつた。

ロ、付替、為替決済、他所払手形に関するもの

(イ) 付 替

- 9月28日 大阪支店との間のテレフアックス、電話不通のため取引先にこの旨通知、東京經由資金操作を行うよう指導するとともに営業局に対してもこの旨周知方依頼した。
- 9月29日 大阪支店との間のテレフアックス引続き
~10月13日 不通のため付替通知を電話により行つた。
なお、大阪支店との電話は名古屋からの申込分はきわめて不順であつたので、大阪支店に依頼、同店から定時通話を申込む方法を探つたが、これが成功した。

(ロ) 為替決済

災害発生後の電報局の異常な事務輻輳に伴い、9月28日から10月3日までの約1週間、関係電信は仕向、被仕向とも全く混乱状態(特に被仕向の配達遅延がひどかつた(注))に陥り、電信による事務の取扱は不可能となつた。当店としては随時営業局の指示と協力を仰ぎながら次の通り処置した。

(注) 電信到着状況

(単位 通数)

発信日	到着状況						
	通常処理 に間に合 つたもの	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月 日							
9.28	4	4	6	2	2	5	2
29	2	13	7	2	-	-	-
30	1	15	7	2	-	-	-
10. 1	0	18	1	6	-	-	-
2	0	0	7	-	-	-	-

(参考) 1. 9月29日、1か店(大阪)発信なし(電話で
処処したため)。

2. 10月2日、18か店発信なし(理由同上)。

3. 10月3日発信(5日決済)分は多少の延着は
あつたが通常処理に支障なし。

○ 全店分につき隔地分引落見込額を算定し、万一の場合
に備えたが、営業局から極力電話連絡の方法により処理
し見込額の計上はさけるよう指示があつたので、これに
努力した結果、一部下記のごとく中継の方法によつたも
のはあつたが見込額による処理は必要がなかつた。

○ 遠隔地(北海道、東北、中国、九州方面)支店に対し
ては札幌、広島、福岡支店等に最寄店の中継を依頼、別

に営業局、大阪支店に対してもこれに協力方を依頼した。

なお中継についてはその責任上、一部中継店からの要望もあり、営業局から、中継により連絡を受けたものも後刻当該店と直接通話することによつて、処理上はなるべく中継通知をさけるよう指示があり、極力これに努力したが、この結果手数が増、著しい事務負担となつた。

- 10月3日(土)の決済は午前中のため予め事前打合せの上、前日の10月2日中に各店間と相互に電話通知を行い、当日5時までには通知できなかつたものは当店あてと同文を営業局にも打電し、営業局からこれをテレファックスにより中継通知を受けることとした。
- 必要に応じ相手方店からも電話を申込んで貰う方法を採用したほか、各店への連絡については営業局の絶大な協力を受けた。
- なお、各店からの電信を至急電信に切り替えることはもとより、所轄電報局に対し電信の趣旨を説明、特別取扱方を強く申入れたが、事実上ほとんど効果はなかつた。

以上のごとく結果的にみれば電信の混乱も無事切抜け得たことになるが、その間担当者の精神的、肉体的負担はほぼ限界に近く、後記のごとく通信施設、事務取扱方両面において今後検討すべき余地が多いように思われる。

（イ） 他所払手形

テレフアックス不通のため、9月28日～10月13日間、大阪、神戸両店間の取立代り金の決済通知はすべて電話で処理。この場合の電話も前述のごとく相手方店の申込によつた。

なお手形の発送、到着関係は当初1週間位2～3日の延着を見た程度で実務上ほとんど支障はなかつた。

ハ、代理店に関するもの

（1） 連絡と被災状況の調査、救援措置等

- 27日（日）朝より、各預金店等と連絡をとりつつ、各代理店の被害状況の調査、情報の蒐集に努力した。同日は電話の不通、交通の杜絶等の理由で最寄23代理店の事情が判明したのみであつたが、28日午前中には各本店を通じ全代理店とも同日よりの業務開始に支障なき旨を確認、これを総務部、国庫局に報告した。

なおこの間四日市、桑名両代理店の状況聴取につき大阪支店の協力（大阪地区との通話可能との情報に基く）を求めた。

- 預金店首脳部に対し、被災者の感情を考慮に入れ窓口事務取扱に遺漏のないよう関係店へ指示すること、当店への要望、関係情報の連絡を密にすることを要請した。

- 三重県下所在各代理店との交通は相当長期にわたり著しく不便となることが明らかとなつたので、百五名支からの同行本店への緊急自動車便に応急用重要用紙を托送、配布させたほか、被災代理店に対する事務用紙類の補給に遺漏なきよう指示した。
- なお一部被害の大きい代理店（半田、桑名等）に対し、重要用紙、事務用品等を携行の上行員3名の派遣を計画したが、状況判明に伴いその必要性なきことが明らかとなつたので中止、損傷券引換のため半田代理店に派遣された発券課員に災害直後の事務取扱上必要な事項の連絡を依頼するに止めた。

(四) 代理店預け金の引揚猶予

各代理店の被災、関係店間の通信連絡の混乱および応急支払資金の需要等を考慮し、本店に協議の上全預金店に対し次の通り代預引揚を猶予した。

(単位百万円)

月日	引揚対象額	引揚額	猶予額	備考
9.28	309	0	309	全額猶予
29	565	154	411	28日猶予分の半額引揚
30	636	315	321	30日対象分の半額引揚
10. 1	626	626	0	平常通り

なお、本措置の裏づけとして交通通信機関の被災ならびに復旧状況把握のため特に専任者を置き情報蒐集に努めた。

㊦) 代理店検査の延期

10月中旬以降実施予定の下期代理店、歳入代理店の検査は諸般の情勢に鑑み一応延期、11月中旬より支障のない一部代理店につき実施、被災店舗については本年1月以降に繰延べることにした。

㊧) 取引官庁関係

- 東海財務局に対し各代理店の業務状況を連絡するとともに同局、名古屋郵政局から運用部、簡保の貸付予定、郵便局資金の状況等を聴取するほか、国税局、地方建設局、農地事務局、営林局等主要官庁の支払予定を把握、応急支払等に支障のないよう関係店に指示した。
- 上記ブロック官庁および代理店を通じ出先官庁の被害、事務取扱状況を聴取するとともに、本市所在官庁中被害のはなはだしかつた税関、海上保安本部等に赴き被災業務取扱等の状況を調査した。
- 浸水地区所在官庁中一般債主あて小切手振出の多い労働基準監督署等につき浸水地区債主あて小切手の未払状況を調査、小切手の滅紛失、汚損等により異例の取扱を要するものの有無を確認したが、幸い未払分は僅少で些して問題はなかつた。
- 名古屋郵政局と諮り、被害のため業務を停止した郵便

局あての国庫送金につき応急支払の措置を検討したが、大部分は1～2日で業務を開始したので近接局で便宜払を行つたものは2件に止まつた。

- 国庫内為替の電信付替のうち特に緊急な資金の付替については電話による付替を実施、電話不通の代理店あてのものは請求官庁責任者の依頼状を徴求の上、案内書を官庁側救援隊に託送する等の措置を採つた。

また国庫送金案内書等で被害の激しかつた地区あてのものについては確実な到達を確認の上発送する扱とした。

(付) 国債事務関係特記事項

- 国債代理店の被災状況の調査を各取纏店に依頼、業務に支障なきことを確認、一般代理店と併せこの旨を国債局に連絡した。なお業務に必要な規程類、帳簿、用紙等の交付はその必要がなかつた。
- 国債局に対し、前例にならい被災者関係遺族、引揚者国債の買上げ、証券滅紛失者等への元利払の便宜措置実施方を進言この結果前者については10月30日付国債才437号「遺族国庫債券および引揚者国庫債券の特別買上について」および11月5日付国債才455号「昭和34年台風7号、14号、15号および8月集中豪雨の罹災者に対する遺族国庫債券および引揚者国庫債券の特別買上に関

する件」、後者については10月9日、国債才401号「伊勢湾台風の罹災者に対する遺族国庫債券および引揚者国庫債券関係事務の臨時取扱に関する件」の通牒による措置が採られた。

二、損傷券に関するもの

(イ) 9月28日冠水等に基く損傷券(補助貨を含む。以下同じ。)引換に関する適確なる措置を決定するため地元4行(東海、十六、百五、大共)を召集し打合せを行った。

また1部地区に対しては救援隊と同行するなどの方法で行員を派遣、状況調査を行った。

(ロ) 9月29日取引先(東海銀行ほか36行)に対し取引先全店舗における損傷券の取次を書面で依頼した。取次要領は概ね次の如く指導したが、要領については正式書面は出さず随時窓口または電話連絡ないしは行員派遣の方法を採った。

- 母店で一応集中し、特に大口分については鑑査の上大東に取りまとめ当座入金扱で持込。
- 自行冠水分でその取引先の結東あるものは麻紐等で補強かつ適宜の厚紙(一寸角、当店で準備)に店印、券種、金額を表示。
- 汚物、泥土の附着したものはなるべく水洗いかつ鑑査

の上持込。その際、封紙結束前にセロファン・ビニール等で包み、店印不鮮明、封紙破損等をきたさないよう注意。

- なお事態が平常に復するに伴い後記当店の取扱いを適宜連絡し消毒等にも留意方指導。
- 定量未満のものは必ず施封の上、金額、店名を表示。
- 補助貨はなるべく大袋定量で持込。

(イ) 半田代理店への行員派遣、引換事務の委嘱

- 被災が特に激しかつた地区である半田代理店に対し行員3名(内調査役1)を派遣(9月29、30日、2日とも同一メンバー、それぞれ日帰り、自家用車を使用、携行品—事務用品一式、引換広告用ポスター、食糧、飲料水、カメラ、出張員証明書)損傷券の引換に当らせた。出張員は現金を携行せず、代り金は代預で操作、引換済損傷券は本行寄託金として整理した。なお補助貨は引換の対象外としたが格別支障はなかつた。

なおこの出張に際し、食料はもとより飲料水等についても相手方の迷惑にならぬよう極力配意したことはきわめて好評で、また出張員が持参の上提供した一杯の紅茶が非常に喜ばれた事実もあつた。

- 上記2日間の引換実績は31件2,215千円であつたが、連日の行員派遣は無理があり（宿泊は現地事情で困難）、かたがた量的にも代理店への事務委嘱で事足りると判断されたので、半田代理店に対し10月1日から同月末まで（その後11月末まで延長）引換事務を委嘱することとし、所要の指導を行つた。続いて百五銀行より同行引受の津、四日市、桑名、尾鷲各代理店につき引換事務委嘱方要望があり、更に津島代理店（東海引受）からも申出があつたのでそれぞれこれを承認した（期間、前者10月5日～月末まで、後者10月21～11月末日まで、但し桑名代理店はその後11月末まで延長）。
- 委嘱事務に関する当店の主要指導要領は次の通りであるが、これらの指導は委嘱時の口頭指示または随時行員を派遣する方法によつた。

規程類、用紙類、ビニール袋の交付

鑑定板は貸与せず認定困難なものは取次とする。補助貨は引換対象とせず取次に止める。

他行取次分は已むを得ない場合のみ引換に応ずるが、水害以外の一般損券は受付けない。

引換依頼書は相当期間（5年程度）保存する。

寄託金はその性質上委嘱期間中でも随時引揚げる。

寄託金の事故は代預の操作によらず、便宜普通事故と同様の決済方法をとる（発券局諒済）。

- 名古屋市内代理店への引換事務の委嘱、または代理店でない銀行店舗への行員派遣による引換。

排水の進捗に伴い市内代理店（熱田代理店）にも損傷券引換事務を委嘱すべく一応考慮したが、現地視察の結果取引先銀行の取次順調の上、距離的にもその必要なしと認められたので実行しなかつた。

また代理店以外の銀行店舗にも行員を出張させ引換事務を取扱うことを考慮、発券局の諒解を得たが、半田代理店での実績その他取引先の取次が順調に行われていることから中止した。

(二) 損傷券引換に関する P・R

本件については当店、代理店、取次店における店頭掲示はもとより、各代理店に所定のピラを市内各所に貼付させ、また主要新聞、ラジオ（放送内容を提供）等に積極的に働きかけ協力を依頼した。

なお新聞社は当初 P・R に対し消極的であつたので記事広告として手配した。

(三) 当店における損傷券の引換とその後の処理

- 窓口体制の整備

損傷券の引換事務を中心に窓口関係事務量の増嵩が予想されたので人員および執務場所につき次の措置を採つた。

A、9月29日～10月1日間、出納係の損傷券引換事務執務場所を拡張のため、庶務係保管方(6名)を金庫前廊下に移転。

B、10月2日～11月16日間、出納係に主査を配属、大口現金(損傷券を除く)の収納、^{水害関係}支払、記帳事務の整理に当らせるとともに、本事務担当者(ピーク時2名増)の執務場所を金庫前廊下に配置、上記庶務係保管方は旧位置に復帰。

C、上記事務以外の出納係員をピーク時5名増とし、営業場引換窓口も従前の1から4に増設(10/2～11/16の間)

D、鑑査係から出納係への人員増員

9月28日とりあえず4名(内男子2名)を増加、ピーク時は6名(内男子4名)を増加配置した。事務量減少とともに逐次減員、11月7日に復元した。

E 他店または他課からの人員援助

発券、出納両局から4～5名出張応援方好意的な申出を受けたが、未鑑査券の他店援助を受ける(別

記) ことにより切抜け可能と認められたほか、宿舎事情の問題もあつて辞退した。また店内他課からの援助をも考慮したが、他課も相当繁忙状態にあつたので実施しなかつた。

- 損傷券の受入は当座入金分をも含め原則として当日鑑査を建前としたが、当座入金分で当日鑑査できなかつたものは翌日鑑査係で鑑査した。
- 受入損傷券の処理は一部発券局の諒解を得て次の手順で行つた。

熱湯消毒—薬液(クレゾール石鹼液500倍)消毒
—水洗—脱水(洗濯機用しぼり機、印刷用プレス機)
—鑑査—ビニール袋入れ—小把掛け—大束結束—乾燥

- (注) 1. 薬液消毒には一部ゴム手袋を使用
- 2. 薬液等は1日数回取替の要あり、この手数が相当かかる。
 - 3. 消毒の際金あみ製のざるを使用すると便利。
 - 4. 脱水の際銀行券が機械に附着することあり。
 - 5. 初鑑の際単純に重ねると、再鑑のとき附着して不便、十字重ねとする。

なお初鑑が終ればメモを附し券種、金額、扱

者名を記入しておく。

6、再鑑者は1把毎にビニール袋(市販のもの)に入れ小帯封をかける。

7、乾燥は高額券および当日把未満となるものについてのみ実施。写真用フェロタイプ機を主として使用したが、並べるのに相当手数を要す。ローラーで2回脱水後約10分間で仕上り。(当初2~3日は消毒後の全面乾燥を実施したが量的に手が廻らなくなつたので上記の如く変更)

なお、補助貨についてもほぼ同様の方法で消毒、水洗、乾燥(天日または電気乾燥機—28年13号台風時作成、1回2000枚の能力—を使用、電気乾燥は約30分を要し天日の方が遙かに能率的)の上鑑査した。

なお、詳細は別冊アルバムを参照されたい。

○ その他の参考事項

今次の如き大災害時においては、損傷券の引換は本行員の出張、代理店への事務委嘱の方法のみでは收拾がつかず、取引先への取次依頼によつてはじめて円滑にとり運ぶことができたといえよう。

また本店における受入分の処理方法は毫も能率的であつたとはいひ難いが、当時としてはやむをえなかつた。

なお、受入済の損傷券は適宜まとめて通常の現送便に含め本店へ現送（鑑査後のぬれ札は未乾燥のまま）した。

ホ、寄託券に関するもの

(イ) 津保管店における臨時かつ立会者なしの現物受渡ならびに金庫出入の実施

- 9月28日、百五銀行より本件に関し要望があり、同地との間の交通、電話杜絶の状況下、事情やむを得ないと認められたので、直ちに発券局に電話協議の上同日より当分の間毎日実施のこととした。
- 受渡回数は1日2回（午前10時、午後2時）とし、9月28日～10月4日までは電話不通のため、百五名支備付けの無線電話を利用、当店から指示者がその都度同店に赴き指示を行つたが、10月5日電話回復とともに電話指示に切替。
- 要領主要点
依頼書の表示（ゴム印）

寄託銀行券取扱手続才8項による分通話者当店
保管店 指示時間 時 完了 時 分

寄託銀行券出入及び残高表は受渡または出入りの都度作成。

指示書は郵送、保管店はこの到着をまち出入及び残高表を郵送。

その他は通常取扱と同じ。

- 本措置は国鉄線、近鉄線の開通に伴い、11月末限り打ち切つたが、三重県下銀行から非常に感謝された。なお高額券の寄託を認めるよう強い要望があつたが実施しなかつた。

(ロ) 津保管店に対し大阪支店から回送寄託実施

前記の如く寄託券は大巾に活用され、直ちに相当額の追加寄託を必要としたが、交通社絶のため当店からは直接寄託の方法がなかつた。たまたま大阪地区から同地への交通はほぼ平常通りであることが判明したので、9月28日発券局に電話協議、同局の指示ならびに大阪支店の協力を得て同日中に準備を整え、翌29日次の如く大阪支店からの寄託を実行、さらに10月19日ほぼ同様の方法で(この場合は迂回路によればトラック等で当店から直行可能であつたが、長時間を要し途中の危険が顧慮された)才2次の寄託を行つた。

		大阪発	保管店着
9月29日	500百万円	9時10分	13時30分
10月19日	740 "	"	"

(参 考) 回送寄託実施前後の寄託残高の推移

(単位 百万円)

才 1 次				才 2 次			
月日	受	払	残	月日	受	払	残
9.26			309	10.17	25		918
.28		265	44	19	828		1,746
.29	500	326	218	20	129	19	1,856
30		48	170	21	92		1,947

(注) 1. 寄託残高が底をついたため百五銀行では、9月28日急遽、三和銀行本店に依頼、大阪から2億円の現金手当を行うこととしたが、これが到着したのは、本行の回送寄託分より若干後刻であつた。

2. 才2次分の寄託は次の情勢判断による。

(1) B百円券の残高が底をつき追加寄託の必要に迫られたが、交通が長期間杜絶することを考慮し、この機会に相当長期の需要に耐えうる額を併せ寄託することが適当と考えたこと。

(2) 後記のごとく臨時に取引先を増加したことあつて寄託券需要が相当旺盛と伝えられ、当店としては才1次寄託前のごとき緊迫した情勢を避けたいと考えたこと。

(3) 同保管店の8月中寄託残高平均344百万円。

なおオ2次の回送寄託に当つては発券局長より「名古屋支店管内津保管店（百五銀行）に大阪支店から回送寄託を行なう場合の取扱方」（10月14日付発オ195号発券局長通牒別紙）の通牒ありこれによつて実施、当店から調査役ほか1名出張、受入立会を行なうと同時に未立会期間中の寄託券事務ならびに保管現物等につき全面検査を実施したが異常はなかつた。

(イ) 津保管店へのヘリコプターによる寄託

最悪の場合はこの方法を採用せざるを得まいとの判断で考慮したが、上記大阪支店からの回送寄託が可能となつたので実施に至らなかつた。

(ロ) 四日市所在銀行を臨時に津保管店の受渡先としたこと。

津、四日市間の交通はほとんど異常がなかつた反面、名古屋、四日市間の交通は相当長期に亘り不通となることが明らかとなつたため、四日市所在の三重およびオ一、大和各四日市支店に対し本件実施方関係銀行から要望があり、事情已むを得ないと認められたので所定の書類（差入証、印鑑通知書）を徴求、10月5日から同月末日まで（その後の状況に鑑み11月末まで延長）実施のこととした。

なお三重銀行は名古屋市内に支店がないので受渡に際し当店に提出すべき書類は住友名支が代行し、かつ受渡代り

金の決済は住友名支の口座を通じて行うこととし、本件に関し両行連署の念書を差入れさせた。

へ、その他事務取扱上の臨機措置

(イ) 未鑑査券等の鑑査につき他店援助依頼

鑑査係から出納係への増員措置、損傷券の鑑査処理等のため一般未鑑査券等の鑑査能力は相当の低下を来し、自力による消化は困難の状況となつたので、関係局に依頼し次の援助を受けた。

輸納済補助貨 2,000袋の鑑査(出納局)

発行元未鑑査千円券 550箱の鑑査(発券局・出納局)

(ロ) 年末の発行元券確保のため高額券の増配方依頼

年末時における発行元残高不足が懸念されていた上、災害による増発要因が加わつたので発券局に依頼、五千円券30億円、一万円券15億円、計45億円の増配を受けた。

(ハ) 内地指定預け金の延長措置について

9月30日期日のオ三相互銀行(三重県熊野市)への指定預金については同地との交通不能のため期限延長に関する追証の徴求ができなかつたので、営業局とも打合せの上一応同行名古屋支店長が署名捺印(当座取引に使用のもの)した仮追証を提出させ、後日正式のものと差換えた。

(二) 売戻条件付売却手形の継続措置について

9月30日期日の三重銀行（四日市市）分売却手形については、9月29日同行員連絡のため来行の際、同行としては継続の意向ながら期日に売渡証書、小切手等を持参することは困難の由申出があつたので、総務部と協議の上便宜切替手続（小切手を仮証とし、新売渡証書は旧証書および本小切手と引換に交付）を行うこととしたが、当日に至り同行員が正規書類を持参したので便宜措置の必要はなかつた。

ト、財務局等との連絡に関するもの

財務局、通産局とは一部前記の如く金融機関の指導、金融上の応急措置等の打合せを行つたほか、随時情報の交換を行うなど常に密接な連繫を保つよう努め、また被災者への遺族、引揚者国債の買上、災害復旧関係資金の融資順位の引上げ等の措置について配慮方を申入れた。

殊に災害融資に関連し、通産局長と小役との連絡を密にし、災害融資に関する打合等で通産局長の出席を適当と認めた場合はその協力を得る等の措置を講じ、物的面、資金面に於ける無駄の排除と救援の迅速円滑化に資しえた。

4 今後本行として考究しておくべき災害対策

(1) 店内関係

イ、当店「非常対策応急措置要領」の改訂整備

現行のものは自店の災害を主対象とし今回の場合あまり活用できなかつたので、これを今次経験に照し再検討の上所要の整備（全般的な簡素化、手順表の織込等急場の使用に適した編纂方法の採用、非常連絡体制の整備等）を加え、また非常用物資の備蓄についても品目を再検討すること。

ロ、職員への非常対策等のP・R

(イ) 平素から非常対策の研究に留意、特に台風期等においては凶上作戦の実施等によるこれが周知、再確認に努め事前準備に配慮すること。

(ロ) 非常の際の職員確保の重要性、救援事務軽減等の見地から個人としても予測可能な災害に対しては極力防備体制を採るよう指導、また例えば停電によりラジオが機能を失つた関係上人命その他の損害を加重した経緯に鑑みトランヂスターラジオ等の保有を勧奨すること。殊に今次台風の経験に鑑み今后はラジオを通じ詳細なニュース及び指導が報道される筈であり、その聴取に付格段の注意を払う要がある。（災害直后富士銀行等は全店にトランヂスターラジオを配布済の由）

(イ) 災害が大きい場合ほど諸般の状況把握が困難となる点に鑑み、災害時における消息等の本行への連絡の緊要性を認識させておくとともに、必要に応じ（特に遠距離通勤者の場合）周辺地区の被災状況等をも併せ連絡させる心構えを養成すること。

(ロ) 運転手が万一の場合にも全員出勤不能にならぬよう平常から配慮する必要がある。

ハ、自家発電装置の設置

今回は幸い停電による実害は事務所に關してはほとんどなかつたが、状況によつては相当長期の停電発生も予想されるほか、無電設備設置との関連からも本装置の保有が望ましいこと。

ニ、舎宅、寮等への考え方

平素から安全な立地条件を求むべきであるが、同一の地域にのみに密集することは危険性が大きいので、適宜の分散が配慮されて然るべく、又今次の場合木造家屋は全面的に被害を受け、板塀もほとんど倒壊した実績に鑑み、舎宅、寮等は鉄筋アパート、塀はブロックまたはコンクリート造りを建前とすること。（万一治安に付て問題が発生するような場合を想定すると、行員の安定した就労の確保とも関連し後顧の憂なからしむることが緊要と思われる。）

なおこれらについては平素は多少裕りのある利用をさせて置き有事の際はその裕りを活用できるような体制が望ましい。この点は毛布、ふとん等の寝具その他非常用の物資として利用できる物品類についても同様で、ある程度予備的な手持ちがあることが適当である。

ホ、特殊技術者の予備的養成

罹災等のためこれら技術者が出勤不能となつた場合に備へ次の措置を採ること。

- (イ) 自動車対策の一環として労務員中、自動車運転手兼務者を更に2~3名養成すること。
- (ロ) 電話交換についても一部男子職員に平素から技術を習得させておくほか、タイプ等についても同様の配慮を加へること。

ヘ、自動車確保対策

自動車対策としては前記のほか次の諸点に留意すること。

- (イ) 災害時等には直ちに雇い車をチャーターすること。そのため平素からコネを強くしておくよう努める。
- (ロ) 機動性に富むジープを常備、平素は一般業務用に利用できるよう考慮する。
- (ハ) 已むを得ない場合は極力他店の援助を求める。

ト、営業所周辺に出水の場合、浸水口となることが予測される個所に対し「せき板」等の設備を施すこと。

(2) 对本店関係

1、短波無線設備の設置

寄託券受払の指示、三重県方面の状況聴取に当つて百五銀行の無線電話(注)が極めて有効な働きを示したことは前記の通りであるが、本行としても電送付替、為替決済事務等の遂行、本支店間の連絡等の便益を考えると、極力独自に各店相互間または少くとも近接2ヶ店程度と随時連絡可能の無線設備を持つことの必要性が痛感される。

この場合の考え方としては、大規模な設備をもつて平常業務にも利用する方法と、非常の場合の利用を主に簡素な設備とする方法の二途があるが、後者の方法を採用しても目的を達し得るかと思われるので検討を望みたい。

なお本行独自の施設が予算面等から困難のときは己むを得ざる措置として銀行団等の出資で設置することも考えられる。

(注) 昭和28年13号台風の経験にもとづき29年7月設置、固定局免許(伊勢一津一名古屋を結ぶ)と移動局免許(現送車)とがある。出力50W、特殊無線技士20名余はすべて行員を養成。常備自家発100V、当時の建設費3.5百万円。

ロ、本店における対策本部等の設置、報告の一元化

今次の場合本店各局から各種の照会、依頼等が殺到、中に

は重複する面とか緊急度の低いものもあつたが、この応接には相当の事務負担を伴つた。これはある程度己むを得ない点もあるが、本店に対策本部またはこれに準ずる機構（例えば主管部局の代表から成る連絡会議の如きもの）を設け、被災地店との窓口を一本化する一方、現地側としても具体的な事項の打合せは主管部局へ行方が実施事項の報告は総務部へ一元化し、関係部局への連絡は総務部が採ることとすれば、これらの点は相当緩和できると考えられる。

なおその他一般論としても本店側としては被災地店の事務負担軽減につき特段の配慮が望まれる。

ハ、規定外の臨機処置取扱の明確化

規定外の臨機の取扱については重要事項は概ね原則的に事前本店協議を要することとなつてゐるが、通信杜絶等の場合、事態の緊急度と本店への連絡との兼合いを如何にするか判断に迷うことが多い。従つてこれらの点につきある程度の基準を示し現地支店の処置を渋滞させない措置が望ましく、その方法としては昭和16.8.20審秘才112号通牒を若干布衍の上近代化し、災害の場合を含めるほか、信用供与以外の面でも臨機の処置が採れることを明確化することも一案であらう。

ニ、本店等からの人員援助の問題

人員援助の要否は店の規模、災害の状況等により異なるほか、
宿舎問題など受入側の都合もあつて一概には断定できない。例
えば当店の場合には職員構成面に恵まれていたこともあり一応繰
廻しが可能であつた。しかし状況によつては、特に小支店の場
合などでは通常業務の遂行自体が困難となることも考えられる
ので、必要ある場合のある程度組織的な人員派遣措置につき検
討しておくことが望ましい。

ちなみに今次の場合開銀、興銀、商中等をはじめ市中銀行筋
では本店等から相当数の人員派遣を受けたものが多かつた。

ホ、必要な機材等の本店等での常備

ヘリコプター、トラック、ジープ、ポート等は今次災害で顕
著な活躍を示した。特にヘリコプターはもし利用できたとすれ
ば寄託券の操作、救援活動、諸状況の調査に機動性を発揮した
と考えられる。従つてこれら機材類のほか、一部の非常物資(鑑
詰類、テント、毛布等、品目についてはなお検討されたい)を
本店またはブロック店で常備し、随時動員できることとすれば
効果的と思われる。

なお損傷券の内部処理において能率的な消毒乾燥器具がない
ため大きな労力を払つた点に鑑みこの種器具を考案し前記機材

中に加えられれば好都合である。またヘリコプターについては無電設備と同様已むを得ないときは銀行団等で保有することも一案である。

へ、寄託券制度への考え方

寄託券も今回の場合非常に有効であつた。同制度は漸次廃止の方向と伝えられているが、この際一応この方針を再検討するとともに、仮に廃止するとしても災害時等必要のときは必要地に臨時寄託（但し支払のみで受入はしない）できる途を拓き、その際高額券についての制限は設けない措置が望ましく、また本行所在地に店舗のない取引先に対する取扱方についても考慮する。

なお現行制度下の寄託券の運用としては台風期等には寄託残高を厚目にして置くことが適當である。

ト、損傷券の引換と内部処理について

- (イ) 損傷券の引換は人心安定への効果等対外的に極めて有効な手段であるが、一方被災地店としては相当大きな犠牲を伴う事務でもある。従つて被災地域が広範囲のときは全金融機関が引換または取次可能の体制を採ることが望ましく、そのための制度樹立を検討する必要がある。

また本行の出張引換については一部地区の火災等の場合は別として今次の如き場合には出張のタイミングが大切で、事前に P・R を充分行なつておくほか、現地の状況をよく見極めた上実施することが適當である。

(ロ) その他本件に関連し検討を要する事項次の通り

(出張引換関係)

- 出張員の構成を明確化する。
- 代理店以外へも出張可能とする。
- 引換済現物の整理、保管手續につき一定の基準を定める。

(引換事務の委嘱関係)

- 補助貨をも対象として含める。
- 事故決済を一般鑑査事故と同方法とする。

(取次関係)

- 取次手続を規定しある程度集中持込とさせる。
- 手数料の支払、書式例、広告例を繰込む。

(内部処理関係)

- 定量未満のものでも取引先が所定整理を施したものは未鑑査のまま受入得ることとする。
- 現地銷却を考慮する。

チ、その他規定の改正、整備等を要する事項

(営業課関係)

(イ) 売戻条件付売却手形関係

交通杜絶のため期日に関係書類が提出できない場合には自動的に期限延長措置が採れるような取扱を明確にしておくこと。

(ロ) 為替決済関係

無線電話等本行独自の通信施設を拡充することが先決であるが、一応それとは別個に次の諸点につき検討すること。

- あらかじめ中継店を定めておき、必要があれば直ちにこれが活用できる措置を採ること。
- 引落見込額の算定方法を再検討し、非常の場合は事務的かつ簡易に定め得る途を拓くこと。

- 従前の官報電報の如く、一般電報に優先する電報制の実現が望ましいこと。
- 通知電信を至急電報として発信する場合の取扱につき注意を喚起し、台風の本土接近等の場合には各店が自発的にこれによる措置が望ましい。

(国庫課関係)

- (イ) 郵政官署は災害時における郵便貯金等の取扱について原則規定があり、現地限りである程度の応急措置が採れる体制ができている。同一窓口扱の国庫送金、国債元利払、恩給支払等についても同様の応急措置を規定しておき、現地限りである程度の応急処置が採れるよう措置する要あり。
- (ロ) 災害のため預金店もしくは代理店からの証拠書類未着の場合には電信もしくは電話をもつて日本銀行預金ないし国庫金を計理しうるよう考慮すること。

(文書課関係)

- (イ) 災害見舞金については、支店では制度の内容が判然とせず、被害額査定上の困難、不公平を生ずる懸念等の不便がある。現地で支給できるような措置等を検討すること。
- (ロ) 救援物資購入等の緊急資金は支店の規模等に応じ一定

の基準を設け、その範囲内において支店長限り支出できるように「臨時仮払金制度」を創設すること。

なおその際救援物資の支給基準額の設定につき併せ検討すること。

(1) 交通杜絶等により出勤不能または出勤に相当長時間を要する状態が長期に亘る場合の勤務上の措置を明らかにすること。

(その他)

(ア) 赤インク、通常スタンプインクによる記入は冠水した場合、ほとんど判読不可能の程度に消失している状況に鑑み、耐水性のものを検討の上使用するか、または重要書類についてはこれらの使用を避けるよう措置すること。

(3) 対近接店関係

近接店の任務については貴部制定の「災害応急措置要領」中に定められている事項で事足りると考えられる。事実今回の場合、近接各店からは種々好意ある援助申出のほか見舞のための職員の派遣、見舞品の贈与を受けたが、当店職員の志気昂揚上著しく効果があり、当店としては深く感謝しているところでこれ以上格別いふべきことはない。

(4) その他

1、今後の店舗新築の際考慮すべき事項

特に水害の恐れある支店については次の諸点を考慮に入れる必要がある。

- (イ) 屋上をヘリポートに利用できるようにすること。
- (ロ) 電話交換、電送設備、自家発電装置等の重要機械設備は2階以上に置くか浸水防止措置を考慮すること。
- (ハ) モーター類は密閉型とすること。
- (ニ) 立地条件によつては土盛りを充分にすること。

ロ、対代理店関係において考えられる事項

- (イ) 非常の場合の各代理店との連絡に関し情報の連絡経路並びに証票等の送達経路につき予め手順を定めておくこと。
- (ロ) 非常の場合の臨機の執務体制を整えるための一助として各代理店引受銀行の代理店事務担当者のリスト（現担当者のみならず最近における経験者も加える）を作製しておくこと。
- (ハ) 代理店所在地の詳細な地図（取引先官庁、主要官公庁、病院等の所在地を明示）を整備しておくこと。
- (ニ) 代理店の諸証憑中、金庫に保管すべきものを指定しておくこと。また歳入代理店のうち災害を受け易い地域所在のものにつき要すれば母店に共同帳票庫を設け共同格納させること。
- (ホ) 金庫扉の防水措置を考究するとともに、応急措置としては固形油の塗布、高所への格納等の事前配慮を指導すること。
- (ヘ) 証票郵送中の事故防止のため状況によつては当日扱分の発

送を見合せること。

ハ、国庫事務に関する災害応急対策を迅速かつ統一的に実施しうるよう状況に応じ現地において本行、財務局、郵便局等関係者をもつて委員会ないし連絡会のごときものを設けることが望ましい（要すれば中央においても設けること）。

以 上

(別紙ノ)

支給救援物資一覧

○ 衣料品

作業衣(上下)、作業帽、ゲートル、地下足袋、ふとん、毛布、肌着(シャツ・パンツ・ステテコ・スリッパ・スリーマー・ペチコート・ズロース・ショートパンツ)、タオル

○ 食糧品

米、干麺(うどん・そうめん・きしめん)、ビスケット、クラツカ、食パン、野菜(きゃべつ・さつまいも・人参・大根・白菜・玉ねぎ・蓮根・馬鈴薯)、漬物、味付のり、バヤリースオレンジジュース、砂糖、塩、罐詰(コンビーフ、鮭・まぐろ・福神漬・味噌・大和煮・桃・みかん・ジュース)

○ 医薬品、衛生材料

医薬品(ピオフェルミン・サルファジン・クレオソート丸・サイアジン・マーキユロ・ビタホーマー・目薬)

消毒防虫剤(消毒用アルコール・オキシフル・サラシ粉・消石灰・クレゾール・ハイアミン丁液・パンゾール・ホルマリン)

衛生用品（脱脂綿・絆創膏・ガーゼ・繃帯・油紙・体温計・
ピンセット・ハサミ）

○ その他物品

ローソク、マッチ、煙草、懐中電燈、チリ紙、石けん、非
常袋

(別紙 2)

昭和34年9月28日
名古屋銀行協会

台風才ノ5号による風水害の臨時措置について

1. 罹災関係手形等に関し交換所は9月28日から10月10日まで下記の臨時措置を行うこと。

記

- (1) 風水害による郵便物等の延着のため支払期日が経過した手形といえども関係銀行間において適宜話合いのうえ交換持出差支えないものとする。
- (2) 手形小切手の不渡についてはその原因が風水害に基ずくものと支払銀行において認定した場合は当交換所は差当り不渡処分を猶予し関係銀行間において話合いの上善処すること。

この場合不渡手形の附箋または不渡小切手面に記載すべき文言の直後に「罹災によるもの」と附記すること。

2. 罹災預金者の利便を図るため9月28日から10月末日まで下記のとおり取り扱うこと。

記

- (1) 預金証書または通帳を流失した罹災預金者に対しては保証人を徴し便宜支払うことができる。

この場合届出印章もない場合は捺印をもつてこれに代えるこ

とができる。

(2) 風水害による罹災預金者に対し事情已むを得ないと認められるときは応急生活資金程度を限度として定期預金（割増金附定期を含む）、定期積金の期限前払戻し、または当該預金を担保とする貸出に応ずる。但し流失により証書類がない場合には保証人を徴する。なお印章もない場合には拇印をもつてこれに代えることができる。

(3) 以上の取扱に当つては罹災者であることを確認するために罹災証明書（様式別紙）を提出させる。

※ 本人であることが判明せる場合は裁量により保証人徴求等を省略し便宜取扱うことができる。

本取扱については事情を考慮し慎重を期し極力摩擦等なきよう取り計らうこと。

以 上

- (注) 1. 1.を10月末日まで延長（各協会同調）。
2. 1.を更に11月10日まで延長、不渡猶予分の処理日を11月末日までと決定（津を除き他は同調）。
3. 2.を11月末まで延長（各協会同調）。

(参考)

伊勢湾台風による通信・交通施設の停滞状況

(当店関係中心)

停 滞 状 況

テレフアックス

対本店 ... 平常通り
対大阪・神戸 ... 9/28~10/13 不通

電 話

対本店 ... 平常通り
对各支店 ... 9/28~10/11 待時間扱
対管下 ... 9/28 岐阜・大垣等一部地区のみ
平常通り
9/29 三重県を除き若干好転せる
も、長時間を要す
10/1 三重県ほぼ通話可能なるも
長時間を要し、その他概ね
平常通り
10/4 平常通り

電 信
(被仕向)

対各店(為替決済事務によるもの)
9/29(ムニ扱) ^{決済時刻迄に到着分} 4通 其他1~6日遅れ
9/30(ウナム扱) " 2 " 1~3日 "
10/1(") " 1 " " "
10/2(") " 0 " 2日 "
以上平均して1~3日遅れ
10/5以降、決済時刻までには到着せるも遅延
10/12以降平常通り

郵便	対各店 ...	9/28~10/3 1~3日遅れ 10/5 殆ど平常通り
	対管下 ...	9/28~10/3 三重県の大部・岐阜県北部等3日遅れ 10/5 殆ど平常通り 但し越美南線不通のため郡上八幡方面は12月中旬まで2日遅れ

交通
(国鉄)

東海道本線 ...	9/28 全線開通 但し一部蒸気汽関車使用等によりダイヤ混乱 9/30 平常運転
紀勢線 ...	10/17 開通
関西線 ...	龜山以西平常通り 10/3 四日市~龜山 開通 10/9 桑名~四日市 " 10/30 名古屋~蟹江 "
越美南線 ...	12/20 全線開通
その他の路線 ...	10/6 までに開通 (貨物線を除く)
(名古屋鉄道) 本線 ...	9/28 開通
(豊橋~岐阜)	9/30 平常運転

(近畿日本鉄道) その他の支線… 11/23 までに全線開通
養老線… 9/29 開通
(大垣～桑名)

名古屋線… 9/29 四日市以西開通
10/1 四日市～桑名
10/15 名古屋～蟹江
11/8 桑名～長島
11/26 全線開通
11/27 平常運転

(国 道) その他の支線… 10/4 までに開通
1号線… 10/13 名古屋市内開通
10/25 三重県長島町附近開通
11/4 愛知県蟹江町附近を最後に全線開通(但し大型車両のみに交通制限)
11/11 平常通り
その他の不通箇所… 10/21 までに開通

(以上)